

大情個審答申第49号  
平成30年3月30日

大津市公営企業管理者  
山 極 正 勝 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 本 多 滝 夫

大津市託送供給に係る供給者切換え契約事務について（答申）

平成29年10月16日付け、大企整備第306号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。

（個別事項）

項 目 (所管課)	諮問事項が認められる理由
一般ガス需要家のガス供給者切替え契約に係る、個人情報利用の本人同意の省略 ガス業界で取決められた、個人情報保護法に基づく個人情報共同利用ルール (水道ガス整備課)	民間事業者間では、個人情報保護法に基づき個人情報の共同利用がなされている。大津市においてのみ、個人情報の提供又は取得の際に本人同意を取得することは、ガス自由化の妨げとなることから、近畿経済産業局より差別的な取り扱いを排除するよう指摘を受けたところである。 以上より、大津市においても個人情報利用の本人同意を省略し、個人情報の共同利用をすることは、公益上の必要性が認められ、やむを得ないものと判断する。 ただし、個人情報を共同利用することについての同意の取得は必要であるため、各需要家に対して、個人情報の取扱いを変更する旨の通知をした上で、不服申立て受付の措置をとる必要がある。